年	6. 5. 1
	24. 12.

内務大臣安達謙藏殿
社會局長官吉田茂殿
各廳府縣長官殿

勞秘第一六四号

昭和六年四月廿八日　警保局長　馬場鍈一

同盟罷業株式會社勞働爭議ニ關スル件（第二報……廿二日迄）

安寧

(1) 爭議團員ハ最ノ安寧ヲ撹乱シタル新ニ安寧ヲ侵害シタル事ナシ
日給六拾銭ノ件ノミ考慮スベキモ未タ他ハ推移セリ

(2) 爭議團ニ依ル會社ハ爭議中ノ
(3) 自由勞働者ハ二名ノ者例者ヲ生ジタルモ大病院ニ入院セリ

(4) 爭議團ハ最ノ安寧ヲ撹乱シタル新ニ安寧ヲ侵害シタル事ナシ

既報標記會社勞働爭議其ノ後ノ狀況左ノ通リ

記